

生駒市条例第10号

生駒市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月13日

生駒市長 山下 真

生駒市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

生駒市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年7月生駒市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表中

千円 189	千円 294	千円 409	千円 544	千円 729	千円 929
179	279	379	484	659	859
169	268	363	463	609	799
164	253	338	428	574	759
154	233	308	388	514	684
144	214	284	359	469	639

を

に改める。

千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979
229	329	429	534	709	909
219	318	413	513	659	849
214	303	388	478	624	809
204	283	358	438	564	734
200	264	334	409	519	689

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。